

丸亀市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した市長の要求に基づく財政援助団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 20 年 12 月 1 日

丸亀市監査委員 大岡 正典

丸亀市監査委員 高木 新仁

市長の要求に基づく監査結果報告書

～ 市に事務局を置く 4 団体の運営等について～

平成 2 0 年 1 1 月

丸亀市監査委員

【目 次】

第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査執行日及び監査対象団体	1
第 5	市に事務局を置く 4 団体の概要等	1
1	丸亀市職員共済会	1
2	丸亀市母子愛育班連絡協議会	2
3	綾歌ふるさとまつり実行委員会	2
4	丸亀競艇ファンクラブ運営委員会	2
第 6	監査の結果及び改善を要する事項	3
1	4 団体共通指摘事項	3
2	個別指摘事項	3
ア	丸亀市職員共済会	3
イ	丸亀市母子愛育班連絡協議会	4
ウ	綾歌ふるさとまつり実行委員会	4
エ	丸亀競艇ファンクラブ運営委員会	4

第1 監査の趣旨

市長の要求に基づく財政援助団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市長から監査要求のあった市に事務局を置く4団体の運営等について

第3 監査の方法

4団体への平成19年度及び平成20年度補助金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、証拠書類の保存は適正か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体

監査執行日	監査対象団体	補助金額（円）	
		平成19年度	平成20年度
平成20年9月30日	丸亀市職員共済会	2,700,000	2,700,000
	丸亀市母子愛育班連絡協議会	1,274,000	1,274,000
平成20年10月3日	綾歌ふるさとまつり実行委員会	4,172,069	4,300,000
	丸亀競艇ファンクラブ運営委員会	2,500,000	2,500,000

平成19年度は決算額、平成20年度は予算額を記載している。

第5 市に事務局を置く4団体の概要等

1 丸亀市職員共済会

(1) 目的

丸亀市に勤務する職員の福利厚生及び相互救済を目的とする。

(2) 事業

ア 共済給付事業

イ 共済貸付事業

ウ その他福利厚生事業(各種行事の実施や助成、各サークルの育成、食堂、売店事業等)

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市総務部職員課内

(4) 会員

丸亀市に勤務する職員のうち、会の目的に賛同し会に加入したもの
(ただし、常時勤務に服さない者、臨時に雇用される者を除く)

(5) 組織

理事会

(6) 役員等

会長1名、副会長2名、理事18名、監事2名

2 丸亀市母子愛育班連絡協議会

(1) 目的

丸亀市民の健康と幸せを願い住みよいまちづくりのために母子愛育組織相互の連絡協調を図り、母子保健並びに母子愛育意識の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 母子愛育思想の啓発普及
- イ 母子愛育班組織の育成指導と連絡調整
- ウ 研究会及び研修会等の開催
- エ 地域社会との連携、協調
- オ その他目的達成のために必要な事項

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号 丸亀市健康福祉部健康課内

(4) 会員

丸亀市母子愛育班連絡協議会の目的に賛同し、自らの意思に基づいて参画した丸亀市内に在住する者

(5) 組織

定期総会、臨時総会、理事会

(6) 役員等

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、書記 2 名、監事 2 名、理事若干名(役員全員を含む)

3 綾歌ふるさとまつり実行委員会

(1) 目的

綾歌ふるさとまつりの円滑な運営を期するために必要な事業を行い、地域の活性化促進及び市民交流に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 綾歌ふるさとまつりについての企画、計画
- イ 綾歌ふるさとまつりの開催その他催し物
- ウ 各種団体との連絡調整に関する事
- エ その他、本会の目的達成のために必要な事項を実施すること

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市都市経済部商工観光課内

(4) 会員

本会の目的に賛同する丸亀市民及び丸亀市内の各種団体の代表者

(5) 組織

総会、役員会

(6) 役員等

会長 1 名、副会長 1 名、幹事 若干名、監事 2 名

4 丸亀競艇ファンクラブ運営委員会

(1) 目的

ファンクラブ会員相互の親睦を図るとともに、競艇ファン拡大を目的とする。

(2) 事業

- ア ファンクラブ会員の募集
- イ ファンクラブ事業の企画・推進

- ウ ファンクラブ事業の予算・決算
- エ その他目的達成のために必要な事項
- (3) 事務所所在地
丸亀市富士見町四丁目 1 番 1 号 丸亀市競艇事業部営業課内
- (4) 会員
丸亀競艇ファンクラブ会則第 3 条の規定で定める入会者
- (5) 組織
運営委員会
- (6) 役員等
会長 1 名、副会長 1 名、委員 4 名

第 6 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

1 4 団体共通指摘事項

会計に関する規程、専決等決裁権限に関する規程等が整備されていない。適切な団体運営を行う上で、これらの規程は必要であるので、規程の整備をすること。

金銭出納簿の記載内容が不十分なもの、また、預金通帳の入出日と金銭出納簿の日付けに不整合なものがあったが、適正な出納管理を行うため、金銭出納簿の整備をすること。

補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いをしないこととし、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき、資金前渡の方法により支出し、後日、速やかに精算すること。また、止むを得ず立替払いをしたときは、立替者より立替した領収書及び支出目的や内容を記載した請求書を提出させると共に立替者の領収書を徴すること。

補助目的に従った支出であることを明確にするため、支出票に支出する内容及び目的等を明記すること。また、適正な支出であることを確認するためにも請求内容について検査、検収を行うこと。

2 個別指摘事項

ア 丸亀市職員共済会

食堂経営については、丸亀市から補助金を受けて丸亀市職員共済会が丸亀市職員労働組合に委託料を支払って委託しているものである。従って、経営主体である丸亀市職員共済会が行政財産の目的外使用許可を受けるべきであり、使用料も負担すべきである。

財政調整・脱退還付金積立基金より生じた運用利子を直接基金の収入とし、脱退還付金や振込手数料を基金より直接支出しているが、一般会計で収入又は支出として取扱うこと。必要が生じたときに一般会計から基金への積立又は基金から一般会計への繰出しとすること。

イ 丸亀市母子愛育班連絡協議会

研修会等に伴う旅費や報償費については、支給基準を定めるか又は会長等の決裁により支出すること。

収入についても、収入票を作成すること。

ウ 綾歌ふるさとまつり実行委員会

焼肉パーティの委託料を支出票により支出しているが、委託の内容を明確にするために仕様書を作成すると共に委託金額の積算内容を明確にして会長の決裁を得て支出すること。

綾歌ふるさとまつりへの出演者に対する謝礼等の報償費については、報償費の金額決定に必要な出演者数、演目等を明確にして会長の決裁を得て支出すること。

支出に伴う戻入金を雑入として収入しているが、精算金と考えられることから支出の減額と捉え、負の支出として計上すること。

エ 丸亀競艇ファンクラブ運営委員会

会費収入に際し、金融機関の振込手数料を差引いて納入されているため、表面上、振込手数料相当額が未納となっている。「振込手数料を会の負担とする。」ことを明確にした上で、振込手数料を支出予算に計上して会費収入に補てんすること。